

伊方町地域強靱化計画

令和3年2月
令和5年3月 改訂

伊 方 町

目 次

第1章	国土強靱化の基本的な考え方	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	国土強靱化地域計画と地域防災計画	3
1-4	計画の期間	4
1-5	基本目標	4
1-6	事前に備えるべき目標	4
第2章	本町の概要と対象とする災害	5
2-1	本町の概要	5
2-2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	11
3-1	脆弱性評価の考え方	11
3-2	評価の実施手順	11
3-3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	12
3-4	脆弱性評価の実施と結果	14
第4章	推進事業（アクションプラン）	31
4-1	推進事業（アクションプラン）の策定	31
4-2	推進事業（アクションプラン）の指標となる目標値の設定	31
4-3	重要な推進事業の設定	31
第5章	施策の重点化	69
5-1	施策の重点化	69
第6章	計画の推進	71
6-1	推進体制	71
6-2	計画の進捗管理	71

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

平成23年3月の東日本大震災や平成30年7月豪雨などの経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されている。

こうしたなか、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行された。さらに、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとなった。

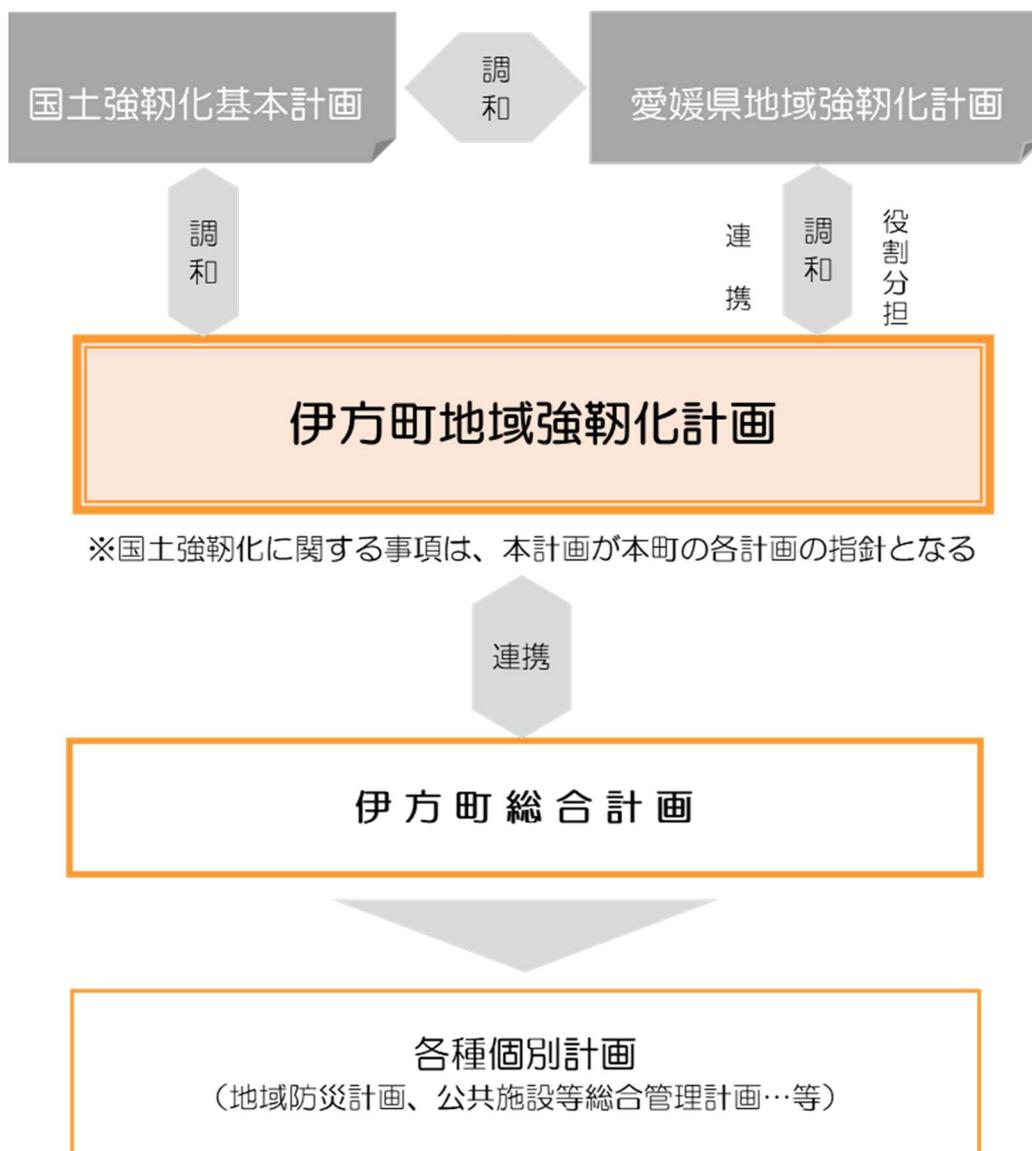
しかしながら、国土強靱化を実効性のあるものにするためには、国の取り組みだけでなく、地方公共団体や民間事業者など、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であることから、それぞれの地域が直面する大規模災害のリスクを踏まえ、地域における強靱化に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの自治体において地域の特性に合った国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要である。

以上の背景より、大規模自然災害に対して、町民の命や生活、地域社会を守るため、町民や事業者、国、県等と一体となって国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として本計画を策定する。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、伊方町総合計画や他の分野別計画と重点的・分野横断的に推進する計画として、防災や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進するものとする。

図表 1-1 計画の位置づけ



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

1-5 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画や愛媛県地域強靱化計画を踏まえ、以下のとおり設定する。
どのような大規模事前災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④本町の迅速な復旧・復興が図られること

1-6 事前に備えるべき目標

国の定めた事前に備えるべき目標を踏まえ、本町の事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定する。

■国の定めた備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

■本町の備えるべき目標

- ①人命の保護
- ②救助・救急活動等の迅速な実施
- ③行政機能の確保
- ④情報・通信機能・情報サービスの確保
- ⑤経済活動の機能不全を回避
- ⑥ライフラインの確保
- ⑦二次災害の抑制
- ⑧迅速な復旧・復興

第2章

本町の概要と対象とする災害

2-1 本町の概要

■地勢

本町は四国の最西端、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、「岬十三里」という名の通り、東西33.6km、南北19.2km、面積93.98km²の細長い地形を有している。先端部の佐田岬灯台から九州（大分県）までわずか14kmという近さである。町の中央部は、三崎地区の伽藍山（414m）や瀬戸地区の見晴山（395m）をはじめとする半島特有の低い山地が、馬の背のように東西に連なっている。

半島の北側にあたる瀬戸内海側はリアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持ち、南側にあたる宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸が点在する、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を形成している。こうした地形のために平地に乏しく、集落の多くは階段状の平らな面（段丘面）やわずかな低地に点在している。気候は年間平均気温16℃という、温暖な海洋性気候に恵まれている。



2-2 本計画の対象とするリスク

近年、地球温暖化の影響を受け台風が大型化しているほか、広島市土砂災害（H26. 8）や九州北部北豪雨（H29. 7）、西日本豪雨（H30. 7）のように、集中豪雨による被害が激化していることや、南海トラフ地震による甚大な被害が懸念される。

これらの大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」という観点から、伊方町に甚大な被害をもたらすと想定される2つの災害（風水害、南海トラフ地震）を本計画のリスク対象とする。

想定する2つの災害について、過去の被害状況や発生確率など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

■風水害

本町は、地勢が険しくて平地に乏しく大部分が山地であり、ほとんどの河川が流路は短く、かつ、急勾配のものが多いため、降雨時の出水は急激で被害を受けやすい。加えて台風銀座ともいわれる豊後水道に面しているため、長い海岸線は台風や豪雨により甚大な被害を受けている。

図表 2-1 過去の被害状況（風水害）

発生年月日	台風名	最大風速 m/s	概況
昭和 9.9.17~21	室戸台風		室戸岬に上陸、最低気圧684世界新記録、県下死者28
昭和18.7.21~24			九州東部・中四国地方大暴風雨となる
昭和20.9.16~17	枕崎台風	36.0	枕崎に上陸、九州東部から愛媛西北部を通過
昭和24.6.21~22	テラ台風	38.5	薩摩半島上陸、九州中部北上、南予大被害、日振島漁船遭難
昭和25.9.14	キジヤ台風	44.0	九州・中国西部から日本海を北東進、大被害
昭和26.10.13~14	ルース台風	68.9	熊本・大分国東より中国通過、風力地上最大
昭和29.9.8	台風13号	ES37.3	南予は雨少なく、被害小
昭和29.9.13	台風12号	ES42.4	南予大雨、沿岸部高潮の被害もあった。
昭和29.9.25~26	台風15号	ES39.7	大隅半島上陸、愛媛通過日本海にでる。洞爺丸沈没
昭和30.9.30	台風22号	ESE49.6	海岸部被害あり。
昭和30.10.4	台風23号	ESE40.4	三崎半島海岸がけ崩れあり
昭和31.8.17	台風9号	ESE45.0	特に被害が大きかった
昭和31.9.10	台風12号	ES39.5	海岸部に被害あり
昭和32.6.27	台風5号	ESE30.0	豪雨による被害あり
昭和32.9.6~7	台風10号	NNS28.5	豪雨による被害あり
昭和34.9.25~26	伊勢湾台風		
昭和36.9.14~16	第2室戸台風		昭和9年の室戸台風のコースと同じ
昭和43.8.25~29	台風10号	33.3	
昭和43.9.24~25	台風16号	23.3	
昭和45.8.21	台風10号	36.8	高潮と暴風雨、豪雨の被害あり
昭和46.8.5	台風19号		県下の被害総額35億円以上に達する
昭和49.9.9	台風18号		集中豪雨、佐田岬で386mm
昭和51.9.27	台風17号		県下の被害総額550億円を超える。高潮の被害もたらず。
昭和55.9.11	台風13号		県下各地で暴風・強風被害。柑橘類等の被害が非常に大きかった。
平成元.9.13	豪雨		建物損壊、床上浸水崖崩壊等町内各地で被害あり
平成元.9.19	台風22号		床下浸水、土砂崩壊の被害あり
平成 3.9.27	台風19号		高潮・高波による床上・床下浸水の被害あり

平成 8.8.14	台風12号		建物損壊 倒木による道路通行不通り
平成 9.9.16	台風19号		床上浸水、道路崩壊等被害あり
平成10.10.18	台風10号		明神地区で土石流被害により死者1名
平成11.6.27	豪雨		道路崩壊の被害あり
平成11.9.15	台風16号		床下浸水、道路冠水、崖崩落等被害あり
平成11.9.23~24	台風18号		建物損壊、停電、電話回線不通等被害あり
平成15.7.14	豪雨		道路損壊等被害あり
平成16.8.30~31	台風16号		床下浸水、施設破損等被害あり
平成16.9.6~7	台風18号		住宅、施設破損等被害あり
平成16.9.29	台風21号		県下各地に大きな被害をもたらす
平成16.10.20~21	台風23号		県下各地に大きな被害をもたらす
平成19.7.1~17	台風4号		県下各地に被害をもたらす
平成21.7.19~26	中国・九州北部豪雨		県下各地に被害をもたらす
平成21.8.8~11	台風9号		県下各地に被害をもたらす
平成21.10.6~9	台風18号		県下各地に被害をもたらす
平成23.7.27~30	新潟・福島豪雨		県下各地に被害をもたらす
平成 26.7.6~11	台風8号		県下各地に被害をもたらす
平成26.7.30~8.11	台風11号		県下各地に被害をもたらす
平成26.10.4~6	台風18号		県下各地に被害をもたらす
平成27.6.2~7.26	台風11号		県下各地に被害をもたらす
平成30.7.6~8	7月豪雨		県下各地に甚大な被害をもたらす

■南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、約100年～200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）から約70年が経過している。

国の調査機関によると、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%となっており、地震発生危険性は年々高まっている。

また、平成25年に県が公表した地震被害想定調査では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本町の被害は、最悪のケースで死者222人、全壊・消失建物は約1916棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

図表 2-2 過去の被害状況（地震）

発生年月日	概要
天武13.10.14	M（マグニチュード）8.4、南海・東海大地震、大津波
正平16年	M=8.4、近畿・四国大被害
慶長元 7.12	M=6.9、別府湾瓜生島沈没、大津波死者708人
慶長2年	M=6.9、別府死者40人
慶長 9.12.16	東海・南海・西海大いに震い三崎にも津波
宝永 4.10.4	M=8.4、東海・四国・九州の死者1844人
寛延 2.4.10	M=7.0、宇和島城破損、震央三机沖
明和 6.8.29	M=7.4、震央日向灘、南予被害
文化 9.3.10	M=6.9、震源土佐沖、地震・洪水・干ばつ相次ぐ
安政元 11.5～7	M=8.4、安政大地震、東南海大津波
明治32 9.20	M=7.1、大分・南予家屋倒壊
明治38.6.2	震度5であり、主なる被害地は松山、温泉、越智、伊予の各郡
明治40.8.7	震度4、震源地豊予海峡、西宇和諸島地震被害あり
昭和16.11.19	M=7.0、震源日向沖、小津波あり
昭和19.12.7	M=8.3、震源東南海中、津波6メートル、死者998人、流失家屋3059戸
昭和21.12.21	M=8.1、震度4、震源南海道沖（南海道地震）、死者27人、傷者28人、全壊家屋1133戸、県下海岸線は地盤沈下のため平均40～50センチメートル沈下、道後温泉湧出止まること半年に及ぶ
昭和35.5.24	津波（チリ沖地震）
昭和36.2.27	M=7.0、震源日向灘

昭和43. 1.12	M=4.8、震度3、震源愛媛県西部
昭和43. 4. 1	M=7.5、震度4、震源日向灘（日向灘地震）弱い津波あり
昭和43. 8. 6	M=6.6、震度4、震源宇和島湾、地鳴りあり、津波なし、愛媛・高知・大分・宮崎に被害あり
昭和44. 4.21	M=6.5、震度3、震源日向灘
昭和45. 7.26	M=6.7、震度3、震源日向灘
昭和50. 4.21	M=6.4、震度3、震源大分県中部
昭和54. 7.13	M=6.1、震度3、震源瀬戸内西部
昭和58. 8.26	M=7.0、震度4、震源大分県北部
昭和59. 8. 7	M=7.2、震度4、震源日向灘
平成13. 3.24	M=6.7、震度5弱、震源安芸灘
平成14.11. 4	M=5.7、震度4、震源日向灘
平成18. 6.12	M=6.2、震度5弱、震源大分県西部
平成23. 3.11	M=9.0、震度7、震源東北地方太平洋沖（東日本大震災）宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報発令
平成24. 9. 8	M=4.4、震度3、震源伊予灘
平成24.12.22	M=4.4、震度3、震源伊予灘
平成26. 3.14	M=6.2、震度5弱、震源伊予灘
平成26. 8.29	M=6.1、震度3、震源日向灘
平成27. 7.13	M=5.7、震度4、震源大分県南部
平成27. 8.21	M=4.4、震度3、震源豊後水道
平成27. 9.17~18	津波（チリ中部中地震）M=8.3、宇和海沿岸に津波注意報発令
平成28.4.16	M=7.3 震度4 熊本地震

資料：伊方町地域防災計画（資料編）

図表 2-3 被害が最大となる「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」の被害想定

<建物被害（冬18時：強風）>

単位：棟

被害区分	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災	合計
全壊	99	96	55	1664	2	1916
半壊	604	77	129	388	-	1198

<屋外転倒・落下物の発生（冬18時：強風）>

区分	件数
ブロック塀・自動販売機等の転倒（件）	173
屋外落下物が発生する建物棟数（棟）	60

<人的被害（冬深夜：強風）>

単位：人

被害区分	建物倒壊	土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	合計
死者数	6	4	212	0	0	222
負傷者数	137	6	15	0	0	158

<自力脱出困難者・要救助者（冬深夜：強風）>

被害区分	人数
揺れに伴う自力脱出困難者	11
津波による要救助者	27

資料：愛媛県地震被害想定調査（平成25年12月）

第3章

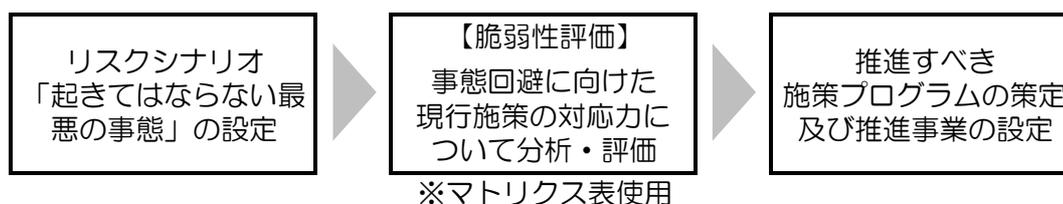
脆弱性評価

3-1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や愛媛県地域強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町においても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



3-2 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を実施する。

既存事業を整理するため、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクス表を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の施策・事業の整理を行う。

次に、マトリクス表に整理した既存の施策・事業を踏まえながら、「どのようなことが起ころうとも、最悪の事態に陥ることはないか」という観点から、不足している施策を確認し、課題を抽出する脆弱性評価を行う。

3-3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国や愛媛県の強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性を踏まえて施策の重複などを勘案し、4つの基本目標を達成するために、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な浸水や、大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生
②救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	国道・県道等の寸断により、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④情報・通信機能・情報サービスの確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤経済活動の機能不全を回避	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道・県道等）の機能停止
	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
⑥ライフラインの確保	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
⑦二次災害の抑制	7-1	町中心部の火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
	7-2	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-3	有害物質の拡散・流出
	7-4	農地、森林等の被害
⑧迅速な復旧・復興	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な環境的資産や文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、町民生活の再建が遅れる事態

3-4 脆弱性評価の実施と結果

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを抽出することであり、前項で定めた32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて（個別施策分野8項目、横断的施策分野3項目）、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

■脆弱性評価を実施する上でのポイント

- 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせているか
- 代替性やバックアップ体制が確保できているか など

■個別施策分野（8項目）

- 行政機能、消防等、防災教育
- 住宅、都市、国土保全、国土利用
- 保健福祉、医療
- 産業、金融、エネルギー
- ライフライン、情報通信
- 交流、物流
- 農林水産
- 環境

■横断的分野（3項目）

- リスクコミュニケーション
- 老朽化対策
- 地域づくり

■リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき目標		①人命の保護
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
1-1	巨大地震による建物等の倒壊 や火災等による多数の死傷者 の発生	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い住宅や施設等の倒壊回避を行う必要がある 地震や強風による住宅の瓦屋根の脱落被害を防止するため、必要に応じて対策工事を進める必要がある 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図る必要がある（公共施設全般、消防施設、医療・福祉施設など） 古く耐震性の低い建築物の把握や耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進める必要がある 災害発生時の迅速な状況把握を行うための情報収集及び情報発信の体制整備や救助活動の機能向上を図る必要がある 家具や施設設備の転倒・落下等の対策を行う必要がある 倒壊・破損した場合、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、空き家の除去等を促進する必要がある 地震発生時等における住宅地の火災延焼を防止するため、住民への火災予防に関する意識啓発を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。 緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進する必要がある 地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を進める必要がある 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある 災害時に近隣住民による共助が機能するための人材育成や住民の防災意識が向上する啓発活動などの取組を行う必要がある

<p>1-2</p>	<p>広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等の嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的に進める必要がある • 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げを行う必要がある • 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある • 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行う必要がある • 津波からの避難を確実にを行うため、津波浸水想定周知や防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある • 津波から命を守るため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を進める必要がある • 津波から住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波災害警戒区域の指定を進めるとともに、必要に応じ、高台への集団移転等を検討する必要がある • 気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携し、地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある
<p>1-3</p>	<p>台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な浸水や、大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害の発生抑制に向けた施設整備、関係機関と十分に連携し、地すべり対策、浸水対策としてバックウォーター現象を回避するための河川改修、維持管理などに取り組む必要がある • 河川増水時の避難経路の検討、迅速な警戒避難指示等の伝達手段、退避ルートを確保する必要がある • 災害の発生抑制に向けた施設整備、関係機関と十分に連携し、土砂災害対策などに取り組む必要がある • ハザードマップ、土砂災害危険区域等の更新や周知を含め、防災教育を推進する必要がある • 森林の適正管理に努める必要がある • 農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を進める必要がある • 林野地すべり防止区域内において、公共施設等の土砂災害を防止するため、パトロールを行い必要に応じて対策工事を進める必要がある • 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生により、町単独では対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、国や県、関係機関と連携し、対策等について検討する必要がある

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報や避難指示等を迅速かつ正確に伝達する手順の確認、職員招集の迅速化など平時からの訓練を行う必要がある ・自主防災組織の強化や自らの判断で避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高める防災教育を行う必要がある ・避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制を整備する必要がある ・保育所や学校などの要配慮者施設における避難体制を確立する必要がある
--	--	--

事前に備えるべき目標		②救助・救急活動等の迅速な実施
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における、備蓄品の過不足、消費期限や保管期限の管理などの管理体制を整備する必要がある ・物資輸送路の整備や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組む必要がある ・公共施設内での物資の備蓄倉庫や備蓄品の整備、救援物資等の（長期）保存に必要なエネルギーを確保する必要がある ・医療、福祉施設内の薬剤や避難所における衛生用品・飲料水等の平時からの物資を備蓄する必要がある ・不足物資の取りまとめ、配分先の人数把握などで必要な通信手段の確保や適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図る必要がある ・ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、町民に対し、3日間程度の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要がある。 ・家庭における備蓄や町による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある ・東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要がある ・町外等から支援物資を受け入れる際の拠点の整備に努める必要がある ・大規模災害に備え締結している県内市町との相互応援協定に基づき、他市町と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る必要がある ・災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定

		<p>の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、地下水など多様な水源利用の検討を進める必要がある
2-2	<p>国道・県道等の寸断により、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立する可能性の高い集落を想定し、アクセスルートの確保と集落への救助・支援物資輸送手段の多様化を図る必要がある ・孤立集落の被害状況を迅速に把握するための通信手段の多様化を図る必要がある ・集落における食料や飲料水、感染対策関連用品、燃料等の備蓄を確保する必要がある ・住宅（家庭）ごとの医薬品や感染対策関連用品等の備蓄に関する啓発を行う必要がある ・孤立集落の中で状況把握を迅速に進めるため、平時からの近隣住民同士のコミュニケーションや集落ごとの孤立状況を想定した訓練実施の必要がある ・大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想されるため、緊急輸送道路や、農道も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努める必要がある ・孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要がある ・大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。 ・空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の整備を促進する必要がある ・緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、市町と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する必要がある
2-3	<p>警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等が被災することを想定し、防災施設・設備等の整備や平時より有事の際の職員等の招集人員の確保、具体的情報共有手段の確保などを行う必要がある ・消防施設の点検や修繕、老朽化対策を行う必要がある ・地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努める必要がある ・応急活動の人員・資源不足を回避するための共助意識を推進する必要がある ・住民レベルでの応急活動資源の備蓄対策を行う必要がある ・プライバシーに配慮した事前の避難行動要支援者及び

		<p>要配慮者の把握と情報共有を図る必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある 地域防災の中核を担う消防団員については、地域コミュニティの衰退等に伴い、団員数の減少傾向が続いていることから、加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る必要がある
<p>2-4</p>	<p>想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設等の避難所としての利用の可能性を事前検討し、適切な避難所・福祉避難所の確保に努める必要がある 近隣自治体や民間企業との災害時の協定締結強化を図る必要がある 住民が主体となった避難所運営に向けた取り組みや避難者に対し直接的な被害を受けていない住民が、トイレや風呂などを提供できる様な共助の意識と環境整備を促進する必要がある 避難所の点検・修繕・老朽化対策を実施し、エネルギー不足や通信設備の整備、備蓄物・支援物資等の管理と集積スペースの確保などの避難生活の長期化に備えた対応と避難生活が長期化しない体制を構築する必要がある 避難者のストレスの蓄積等による災害関連死の発生を回避する対策を講じる必要がある 避難所においては、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、地域と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある
<p>2-5</p>	<p>医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉施設の耐震化、バッテリー等の備蓄や災害発生時の体制強化、人材の確保、医療支援が必要な地域を迅速に把握するための情報伝達手段の整備に努める必要がある 医療、福祉施設の機能喪失を回避するための近隣自治体や民間企業との協定締結を強化する必要がある 医療従事者・物資の確保、緊急搬送体制の構築に取り組む必要がある 医療従事者や医療支援者の招致、ボランティアを含めた活動の支援対策を行う必要がある 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ヘリポートの整備を進める必要がある 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある ・災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る必要がある ・大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡体制を強化する必要がある ・大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点や医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある ・各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める必要がある ・医療活動に要するエネルギーを確保する必要がある
<p>2-6</p>	<p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での感染症が集団発生しないために避難者同士の距離や環境の配慮、消毒薬剤等、感染対策用品の備蓄を確保する必要がある ・手洗やうがい等の衛生面の意識・行動を推進する必要がある ・避難所におけるトイレや洗面所、入浴施設の衛生環境の悪化を回避するため、汚水処理機能を早期復旧し避難所運営を行う必要がある ・災害発生後の被災者の健康支援、要介護者や体調不良者への重点的なケアに取り組む必要がある ・万が一、疫病・感染症等が発生した場合、速やかな情報共有、隔離施設の確保、ボランティア等の受入及び停止などの措置の決定基準の作成等の感染症拡大防止対策を行う必要がある ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、消毒等に対する支援や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある ・大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある
<p>2-7</p>	<p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保できるよう、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制を充実させる必要がある ・災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る必要がある

		<p>る必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡体制を強化する必要がある 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある
--	--	--

事前に備えるべき目標		③行政機能の確保
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集が不可能な場合や行政機能が大幅に低下する事態を想定しておく必要がある 災害時相互応援協定を締結している市町村や民間企業からの支援の受入体制を検討しておく必要がある 施設被災による行政機能喪失を回避するため、行政施設や消防施設の点検・修繕・老朽化対策、エネルギーを確保する必要がある 県や近隣の自治体等への連絡機能喪失を回避するための対策、庁内システムの強化、職員間の情報共有システムの導入を検討する必要がある 職員の危機管理能力や防災意識の向上を図るための研修や訓練を実施する必要がある 大規模災害時に町の災害対策の拠点となる施設の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を進める必要がある 町災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む必要がある 町災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や様々な訓練を行う必要がある 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある

事前に備えるべき目標		④情報・通信機能・情報サービスの確保
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における情報通信機能の長期停止を回避するため、既存設備の点検・修繕・老朽化対策を行う必要がある 防災行政無線や情報通信機器を更新する必要がある 情報受信、通信設備の普及促進、携帯電話の不感地域への対策など情報伝達手段を多様化する必要がある 情報受信困難者への近隣住民同士の共助意識を促進する必要がある 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに燃料を確保する必要がある 避難所や防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要がある。 行政機関だけでなく、家庭や企業における情報入手手段を多様化する必要がある 県防災アプリ利用の啓発活動を行う必要がある 情報発信の強化、防災アプリによる情報発信活動、SNSを利用した情報発信の体制を整備する必要がある
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能	<ul style="list-style-type: none"> 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要がある テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供が出来るよう、市町の同報系防災行政無線や防災情報カメラなど情報通信施設の整備を進めるほか、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図る必要がある
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等において、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る必要がある

		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、町民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、町ホームページや広報紙、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、町民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある ・大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある ・大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う必要がある ・台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある ・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える必要がある
--	--	--

事前に備えるべき目標		⑤経済活動の機能不全を回避
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・交通・物流ルートの迅速な復旧を行う必要がある ・事業再開の不可、雇用状況の悪化による経済停滞を回避するための情報通信機能の確保などの支援を行う必要がある ・大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う必要がある ・農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する必要がある

5-2	基幹的交通ネットワーク（国道・県道等）の機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害により交通ネットワークが分断される可能性があることから、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある 災害により機能不全に陥った交通ネットワークを迅速に復旧させるための対策を講じる必要がある 平時からの道路、トンネル、橋梁等の点検・整備、交通・物資ルートの確保を検討する必要がある 関係する機関との連携により、道路整備の実施や建築物の倒壊等による道路の機能不全を回避する対策を講じる必要がある
5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の安全な事業再開・継続の支援、災害時の金融機能・現金供給機能の維持、業務に必要な情報通信システムの維持、郵便物等輸送ルートを確認する必要がある 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策を進める必要がある
5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> 災害後の住民への供給状況の把握や物資輸送ルートの確保、二次的な災害を想定し食料・飲料水等の備蓄を確保する必要がある 産業基盤を守るための土砂災害等の対策を促進する必要がある 近隣住民同士の共助意識を促進する必要がある 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する必要がある

事前に備えるべき目標		⑥ライフラインの確保
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価の結果概要
6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 平時より設備の点検・改修等の実施、耐震化等も併せた老朽化対策を推進する必要がある 供給事業者と連携し、安定したエネルギーの確保や停止した供給機能の早期復旧に向けた体制を構築する必要がある 停電時においても応急機能を停止させないための燃料の備蓄、災害対応給油所を確保する必要がある 無停電装置などの導入によりシステムや重要データの安全な保存が可能な取組を行う必要がある 停電時における最大限の安全な交通機能の確保やライフライン停止時の治安環境を保持する必要がある ライフライン停止時の対応や行動訓練の実施、近隣住民

		<p>同士の共助意識を促進する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害による電力、ガス、上下水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する必要がある。 ・迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある ・エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある ・民間事業者との災害応援協定締結や人材の育成、ボランティアを含め、応急給水活動を迅速に実施するための体制や資器材の整備、給水車往来ルートを確認・整備する必要がある ・住民生活や避難所運営、医療活動、産業活動に必要な水を確保する必要がある ・要配慮者などへの給水状況を確認する必要がある
<p>6-2</p>	<p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時より汚水処理施設の設備の点検・改修等の実施、耐水・耐震化等も併せた老朽化対策を推進する必要がある ・大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、これらの施設の業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある ・汚水処理施設等の耐水・耐震化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある ・浄化槽については、災害に強い合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある ・汚水処理機能停止による住民生活、避難所運営、医療、福祉施設の衛生環境の悪化を回避するための体制整備や資器材を確保する必要がある ・汚水処理機能停止による異臭・衛生環境悪化を回避する必要がある
<p>6-3</p>	<p>基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等の防災対策を推進する。また、道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める必要がある ・災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくための訓練を行うとともに

		<p>道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する必要がある ・主要道路の代替ルートや避難道路となる法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある ・災害時に海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を進める。また、水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を進める必要がある ・港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある
6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策の推進、道路整備や道路啓開、緊急搬送体制整備、土砂災害対策などの防災・減災への取組を行う必要がある ・災害後、迅速に道路・トンネル・橋梁等の安全性の点検ができる体制の構築を推進する必要がある ・被災地への迅速かつきめ細かな救援・救護、機能復旧に必要な緊急輸送道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るための耐震化等の防災対策を推進する必要がある

事前に備えるべき目標		⑦二次災害の抑制
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
7-1	町中心部の火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の火災のみならず山林等に延焼することを最大限に回避するため、火災発生時の迅速な消火・救助活動の体制を保持・強化する必要がある ・常備消防体制整備、更なる強化支援を行う必要がある ・消防団員の確保及び研修等により育成する必要がある ・消火栓、防火水槽などの消火設備の点検・改修等の実施と整備、耐震化等も併せた老朽化対策を推進する必要がある ・火災発生時における、避難経路などの事前確認行動の啓発活動や避難行動要支援者及び要配慮者等への対応を強化する必要がある ・各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を進める必要がある ・地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止

		<p>するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を進める必要がある 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める必要がある 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある
7-2	<p>防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水害による重要データの消失を回避するためのシステム構築を含むバックアップ機能を充実させる必要がある 産業基盤が被災し長期にわたり復旧できず、土地の荒廃が進むことを回避するための施策を講じる必要がある 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある
7-3	<p>有害物質の拡散・流出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める必要がある 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある 四国唯一の伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っているが、町としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、平成11年には安全協定の確認書を改正し、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求めており、今後も、引き続き町民に対する適時的確な情報提供に努める必要がある また、町では、福島第一原発事故を受けて、四国電力に対して国の基準を上回るさらなる安全対策を求めており、今後とも四国電力に対し、住民の安心・安全の向上に向けて、伊方発電所の安全対策に不断に取り組むよう求める必要がある 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備

		<p>え、地域防災計画（原子力災害対策編）や避難行動計画を策定したほか、平成27年10月には、国の原子力防災会議において伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> • 万が一伊方発電所で事故が起きた場合に備え、円滑な車両避難が可能となるよう、避難ルートの法面对策、幅員の拡幅、待避所等を整備する必要がある • また、住民が一時的に安全に避難できるよう、放射線防護施設を整備する必要がある
7-4	農地、森林等の被害	<ul style="list-style-type: none"> • 農地や農業水利施設について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある

事前に備えるべき目標		③迅速な復旧・復興
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関や民間企業、地域住民との連携のもと、災害廃棄物の保管場所の拡大、適正処理に向けた体制の確立と機能強化を図る必要がある • 有害物質を含んだ災害廃棄物の処理方を確立する必要がある • 被災現場にて災害廃棄物処理を実務的に担う人材を育成する必要がある • 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを図る必要がある • 県内5地区（西条・今治・松山・宇和島・八幡浜）において設置している、県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会に参画し災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある • 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る必要がある

<p>8-2</p>	<p>人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建設事業者や医療従事者をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておく必要がある • 復旧・復興を担う人材を育成する必要がある • 復旧・復興のための資機材やエネルギーの調達体制を整備する必要がある • 医療従事者の招致体制を整備する必要がある • 災害により、土地境界が不明確になることを回避するため地籍調査データ整備と更新、データ共有のためのシステム開発や被害状況の情報共有により速やかな復旧・復興に繋げる対策を講じる必要がある • 町（消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある • 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある • 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある
<p>8-3</p>	<p>貴重な環境的資産や文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 復旧・復興が長期化することによる町外移住の増加を回避するための被災者の生活再建支援を行う体制強化に努める必要がある • 被災環境による心身不調、集落の孤立やコミュニティ崩壊を回避するための対策を講じる必要がある • 平時からの近隣住民同士のコミュニケーションを促進する対策を支援する必要がある • 情報通信機器の活用により、住宅や集落の孤立や情報が届かない状況を回避する必要がある • 文化財や環境的資産の喪失の低減、文化衰退等を回避するための保管場所の検討や老朽化対策を検討する必要がある • 貴重な文化財や環境的資産、有形・無形の文化等の情報発信を行う機会の提供や記録の保護対策を行う必要がある • 環境的資産、観光資源の損失を低減する必要がある • 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全町的な防災体制の強化を図る必要がある

<p>8-4</p>	<p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延による復旧・復興の大幅な遅れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に避難所や仮設住宅建設予定地について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める必要がある • 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する必要がある • 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する必要がある • 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある • 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する必要がある • 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する必要がある • 被災から速やかに生活が再建できるよう、町税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する必要がある • 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める必要がある
<p>8-5</p>	<p>風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある
<p>8-6</p>	<p>ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、町民生活の再建が遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを受け入れる体制を整備する必要がある • ボランティアを行ってくれる方々への指示体制を構築する必要がある

第4章

推進事業（アクションプラン）

4-1 推進事業（アクションプラン）の策定

本町における脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「伊方町強靱化のための推進事業（アクションプラン）」を策定する。

推進事業（アクションプラン）は、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本町のみならず国、県、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行う。

また、取組むべきリスク回避のために、施設の整備、耐震化、代替施設の確保等の「ハード整備」だけでなく、情報、訓練、防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとにまとめる。

4-2 推進事業（アクションプラン）の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の推進や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源確保が担保されていないことに加え、国や県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、県、本町、民間等の関係者が共有する努力目標と位置づける。

また、計画査定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じた目標値の見直しや新たな設定を行う。

4-3 重要な推進事業の設定

数ある推進事業の中から特に重要な（緊急を要する）事業を設定する。これは、計画査定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重要度の見直しや新たな設定を行う。

【伊方町強靱化のための推進事業（アクションプラン）】

脆弱性評価において設定した32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、推進事業（アクションプラン）として、事態回避に向け推進する推進方針、主要な施策・事業、重要業績指標（KPI）を以下に掲載する。

なお、施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」にのみ掲載することとする。

目 標		①人命の保護
リスクシナリオ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 住宅、建築物の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の倒壊や瓦屋根の脱落による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、以下の事業を活用し住宅・建築物の耐震化を推進する。【建設課】 <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅・改良住宅ストック改善事業、暮らし・にぎわい再生事業等 公共建築物の老朽化対策全般については、公共施設等総合管理計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施し、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。【施設管理担当課】 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等の安全対策の啓発を推進する。【総務課】 <p>(2) インフラ設備の災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や保育所等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐための対策を推進する。【担当課】 住宅の耐震化や瓦屋根・ブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を推進する。【建設課】 公共施設等総合管理計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施し、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に老朽化対策を行う。【施設管理担当課】 トンネル、橋梁は、平常時の劣化点検の実施を推進する。【建設課】 		

- ・まちや集落が孤立しないようにするために、道路の法面保護や代替ルートを検討する。【建設課】

(3) 空き家対策

- ・空き家については、解消に向けた各種支援策を実施し、建築物の倒壊・老朽化防止を推進する。【総合政策課、建設課】

(4) 火災対策

- ・地震発生時等における住宅地の火災延焼を防止するため、住民への火災予防に関する意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【総務課】
- ・緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進する。【建設課】
- ・地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を進める。【総務課】

(5) 災害対応能力の向上

- ・消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。【総務課】
- ・大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政/消防等、防災教育【総務課】

- ・各地区の自主防災会における防災訓練の実施
- ・防災士の育成
- ・防災講演会の開催
- ・防災マップの更新
- ・地区防災計画制度の普及・啓発
- ・公共施設（消防施設含む）の耐震化対策（非構造部材を含む）
- ・消防資機材の充実
- ・消防団員の確保
- ・消防の広域連携
- ・老朽化した消防施設・設備の適切な更新

■住宅、都市、国土保全、国土利用【建設課】

- ・老朽危険空き家の解体・除却

<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家の解体・除去補助 ・木造住宅等の耐震化 ・木造住宅等の耐震（耐風）改修工事等の補助 ・公営住宅の耐震化（非構造部材を含む） ・ブロック塀に対する対策 ■保健福祉、医療【町民課、保健福祉課】 ・医療・保健・福祉施設の耐震化（非構造部材の耐震化） ■ライフライン、情報通信【総務課、建設課】 ・狭あい道路の調査 ・拡幅整備事業 ■交通、物流【総務課、建設課】 ・トンネル定期点検 ・橋りょう長寿命化事業 ・道路の防災対策（法面保護等） ■リスクコミュニケーション【総務課】 ・消防等災害対応機関の装備機材の充実、他機関との連携強化 ■老朽化対策【総務課】 ・老朽化した消防施設・設備の適切な更新 ■地域づくり【総務課】 ・愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団の広域協力

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
各地区自主防災会における訓練実施率	78%	100%
自主防災組織率	100%	100%（維持）
防災士育成人数	99人	150人
地区防災計画の策定	1件	25件
消防団員定数に対する実人員数の割合	91%	95%
公共施設耐震化率	92.4%	100%
老朽化した空き家の解体・除去補助件数	98件	350件
木造住宅の耐震改修工事等補助	18件	38件
橋りょうの長寿命化事業	継続	継続
道路構造物修繕事業	継続	継続
トンネル長寿命化事業	継続	継続

宇和海線の法面等対策事業（全体事業費 300 百万円）	—	100%
小中学校の耐震化率	100%	100%
保育所の耐震化率	100%	100%

目 標		①人命の保護
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 海岸保全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的に進める。【建設課】 ・河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げを行う。【建設課】 ・堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【建設課】 <p>(2) 津波避難に関する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行う。【建設課】 ・津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査における津波浸水想定のお知らせや防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保等の対策を更に進める。【総務課、建設課】 ・津波から住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波災害警戒区域の指定を進めるとともに、必要に応じ、高台への集団移転等を検討する。【総務課】 <p>(3) 南海トラフ地震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。【総務課】 		
<p>【主要な施策・事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅、都市、国土保全、国土利用【建設課】 ・堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等の耐震化、液状化対策 		

<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防、水門等の河川管理施設の耐震化 ・堤防の嵩上げ ・水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策 ■ライフライン、情報通信【総務課、建設課】 ・水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策 ・県、町及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立 ■環境【建設課】 ・堤防整備に伴う自然との共生および環境との調和に配慮
--

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
港湾（海岸）施設の長寿命化事業	継続	継続
漁港（海岸）施設の長寿命化事業	継続	継続
南海トラフ地震臨時情報発表時の事前避難地域の設定	—	R3 年度
南海トラフ地震を想定した訓練の実施回数	年1回	年1回（維持）

目 標		①人命の保護
リスクシナリオ	1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な浸水や、大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 河川等の治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、河川、堤防や水門等の治水対策を必要に応じて推進する。【建設課】 ・災害の発生抑制に向けた施設整備、関係機関と十分に連携し、地すべり対策等としてバックウォーター現象を回避するための河川改修、維持管理などを推進する。【建設課】 <p>(2) 土砂災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、土砂災害警戒区域等の周知、ハザードマップ等の更新を推進する。【総務課、建設課】 ・土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。【総務課】 ・自主防災会と連携し、土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進する。【総務課】 ・災害の発生抑制に向けた施設整備、関係機関と十分に連携し、土砂災害対策などを推進する。【担当課】 		

- ・土砂災害を未然に防ぐために、砂防や急傾斜地対策のハード整備を推進する。【建設課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防等、防災教育【総務課、建設課】

- ・住民の防災意識啓発
- ・各地区の自主防災会における防災訓練の実施
- ・防災マップの更新
- ・地区防災計画策定の啓発
- ・河川堤防の治水施設の整備
- ・排水施設の整備を推進
- ・水門や樋門、河川構造物の定期点検やパトロール実施
- ・河川構造物の適切な維持管理と長寿命化対策

■住宅、都市、国土保全、国土利用【建設課】

- ・がけ崩れ対策事業（砂防工事）
- ・危険箇所の削減
- ・がけ崩れ防災対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進
- ・土砂災害防止施設の整備
- ・砂防関係施設の定期点検やパトロール（維持管理）

■保健福祉、医療【総務課、保健福祉課】

- ・保育所や学校などの要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進
- ・避難確保計画に基づいた防災教育や訓練の実施

■ライフライン、情報通信【総務課】

- ・迅速かつ的確な防災情報の提供（土砂災害警戒情報など）

■農林水産【農林水産課】

- ・農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設の土砂災害防止
- ・林野地すべり防止区域内において、公共施設等の土砂災害を防止
- ・農林業保全施設等の整備

■環境【農林水産課】

- ・森林が有する多面的機能の維持

■リスクコミュニケーション【総務課】

- ・町単独では対応が困難となる人的被害が発生した場合、県や関係機関との連携についての検討

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
各地区自主防災会における訓練実施率 (再掲)	78%	100%
自主防災組織率 (再掲)	100%	100% (維持)
防災士育成人数 (再掲)	99 人	150 人
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	8.6%	100%
町道経冢泊線水路改修事業	—	100%
湊浦地区がけ崩れ防災対策事業	—	100%
赤坂地区 (三崎) がけ崩れ防災対策事業	—	100%
地すべり防止対策事業 (農林水産省所管分)	1 件	1 件

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 非常用備蓄及び災害時の食料、飲料水に関わる整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄整備方針に基づき、家庭や事業所の自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。【総務課】 ・ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、町民に対し、3日間程度の食料等の家庭備蓄を呼びかける。【総務課】 ・家庭における備蓄や町による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。【総務課】 ・東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、災害時における燃料供給体制の整備を図る。【総務課】 ・民間事業者との「災害時における自動販売機の無料解除」や「災害時における物資の供給に関する協定」の締結、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備を推進する。【総務課】 <p>(2) 支援物資の輸送に関する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送ルートを確実に確保するため、陸・空の輸送基盤の地震や土砂災害対策、町道の整備を推進する。【建設課】 ・物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。【総務課】 		

・平時における、備蓄品の過不足、消費期限や保管期限の管理などの管理体制の整備を図る。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【総務課】

- ・災害備蓄品の整備・更新
- ・各自主防災会に災害時に使用する防災資器材（発電機、チェーンソー、投光器等）を整備
- ・民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保
- ・支援物資の受入体制等の整備

■産業、金融、エネルギー【総務課】

- ・燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備

■交流、物流【総務課、建設課】

- ・輸送路の確保等

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
災害備蓄品の整備数	全住民3日分	全住民3日分
各地区防災資器材の確保数	55地区	55地区（維持）
災害時応援協定数	26件	31件
物資調達・輸送調整等システムの運用訓練への参加	年1回	年1回
伊方町処分場造成事業	—	100%

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-2	国道・県道等の寸断により、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>【推進方針】</p> <p>（1）孤立集落への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落が孤立した場合の要救助者の救出、支援物資の搬入等の緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を進める。【総務課】 ・孤立状態が長期に及ぶ場合、「命をつなぐ」ことができるように飲料水の確保のため食料の備蓄、燃料の確保対策を進める。【総務課】 ・集落における食料や飲料水、感染対策関連用品、燃料等の備蓄の確保を推進する。【総務課】 ・住宅（家庭）ごとの医薬品や感染対策関連用品等の備蓄に関する啓発活動を推進する。【総務課】 ・孤立する可能性の高い集落を想定し、アクセスルートの確保と集落への救助・支援物資輸送手段の多様化を図る検討を行う。【総務課、建設課】 		

- ・孤立集落の中で状況把握を迅速に進めるため、平時からの近隣住民同士のコミュニケーションを図る地域活動の実施の検討や集落ごとの孤立状況を想定した防災訓練の実施などを検討する。【総務課】

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防、防災教育【総務課、建設課】
 - ・緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
 - ・道路の早期啓開体制を整備
 - ・避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄
- 住宅、都市、国土保全、国土利用【総務課、建設課】
 - ・緊急時における避難ルートの検討
- 保健福祉、医療【総務課、建設課、保健福祉課】
 - ・緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組
- ライフライン、情報通信【総務課、建設課】
 - ・地区内道整備事業
 - ・衛星携帯電話など外部との通信手段を確保
- 交流、物流【総務課、建設課】
 - ・多様な避難経路の確保
 - ・災害により避難道路や港湾が使えなくなった場合の陸路避難・海路避難の困難を想定し、空路避難手段を確保

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
緊急ヘリ離着陸場整備数	2箇所	6箇所
仁田之浜地区内道路新設事業	—	100%
三崎地区内道路新設事業	—	100%
名取地区内道路新設事業	—	100%

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-3	警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
【推進方針】		
(1) 警察、消防施設の耐震化や資機材等の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の点検や修繕、建替・設備等を含めた老朽化対策を推進する。【総務課】 		
(2) 救助、救急機関との連携の強化		
<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の見直し、訓練実施により計画内容の実効性を強化し、計画策定や訓練において 		

- 明らかとなった課題解決に向けた対策を検討する。【総務課】
- ・防災拠点における関係機関と連携した訓練の実施、受援体制の構築と実効性の向上を推進する。
【総務課】
 - ・町外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等の円滑な受け入れ、被災地支援を速やかに行うための必要な資機材整備を推進する。【総務課】
 - ・消防団員の定数確保に向けた取組、団員の活動時の安全装備や必要な資器材整備の充実・消防団員の育成を推進する。【総務課】
 - ・消防施設等が被災することを想定し、防災施設・設備等の整備や平時より有事の際の職員等の招集人員の確保、具体的情報共有手段の確保などを検討する。【総務課】
 - ・自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。【総務課】
 - ・応急活動の人員・資源不足を回避するための共助意識の推進対策を進める。【総務課】
 - ・自助・共助による救助・救急活動の体制強化として救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。【総務課】
 - ・プライバシーに配慮した事前の避難行動要支援者及び要配慮者の把握と情報共有に努める。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【総務課】

- ・広域消防体制の充実
- ・消防施設が被災した場合の代替施設の確保
- ・消防団活動の充実
- ・救助・救急機関等との連携の強化
- ・救助機関等を受け入れる際の拠点の整備
- ・防災資機材（ハールや救急箱等）の整備（自主防災組織活動支援事業）
- ・受援計画（医師、看護師、ボランティア等の受入れ）の作成
- ・防災講習の実施

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
消防団員定数に対する実人員数の割合（再掲）	91%	95%
各地区防災資器材の確保数（再掲）	55 地区	55 地区（維持）
災害時受援計画の策定	—	R3
消防施設が被災した場合の代替施設確保数	2 箇所	2 箇所
目 標	②救助・救急活動等の迅速な実施	
リスクシナリオ	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

【推進方針】

(1) 帰宅困難者等への対策

- ・災害時の要配慮者収容保護のため、福祉避難所の確保や関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。【総務課、保健福祉課】
- ・避難所における備蓄の整備を推進する。【総務課】
- ・近隣自治体や民間企業との災害時の協定締結の強化を推進する。【総務課】
- ・地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの見直しやマニュアルを使用した訓練実施に努める。【総務課】
- ・避難者に対し直接的な被害を受けていない住民が、トイレや風呂などを提供できる様な共助の意識と環境整備を促進する取組を検討する。【総務課】
- ・避難所の点検・修繕・老朽化対策を実施し、エネルギー不足や通信設備の整備、備蓄物・支援物資等の管理と集積スペースの確保などの避難生活の長期化に備えた対応と避難生活が長期化しない体制づくりを検討する。【施設管理担当課】
- ・避難者のストレスの蓄積等による災害関連死の発生を回避する対策を整備する。【保健福祉課】
- ・観光客が帰宅困難になる可能性があるため、地域と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。【総務課、観光商工課】

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防、防災教育【総務課、保健福祉課、建設課】
 - ・拠点避難所の機能強化（備蓄品整備事業）
 - ・避難所運営マニュアルの作成・見直し、マニュアルに基づく訓練
 - ・帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、応援協定の締結
 - ・避難者が3日間程度、その場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄整備
- 住宅、都市、国土保全、国土利用【総務課、観光商工課】
 - ・災害時の観光客の安全確保

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
避難所運営マニュアルの作成・見直し	H29	R3 見直し
災害時応援協定数（再掲）	26 件	31 件
災害時備蓄品の整備数（再掲）	全住民3 日分	全住民3 日分

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

【推進方針】

(1) ドクターヘリ等の効率的な活用

- ・大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、「ドクターヘリ」や消防防災ヘリ等の離発着場の整備を進める。【総務課】

(2) 災害医療体制の充実強化

- ・医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。【総務課、町民課】
- ・災害時に医療支援が必要な患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。【町民課】

(3) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実

- ・医療・福祉施設機能喪失防止のため、緊急搬送体制、通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進する。【町民課】
- ・医療・福祉施設機能喪失回避のため、近隣自治体や民間企業との協定締結の強化に努める。【町民課】
- ・医療従事者や医療支援者の招致、ボランティアを含めた活動の人材確保の支援対策を検討する。【町民課、保健福祉課】
- ・医療支援が必要な地域を迅速に把握するための情報伝達手段の整備を推進する。【町民課】
- ・災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。【保健福祉課】
- ・大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡体制を強化する。【保健福祉課】

(4) エネルギー供給の長期途絶対策

- ・大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点や医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。【総務課、町民課】
- ・各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。【施設管理担当課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【保健福祉課】

- ・災害時の保健衛生活動の体制強化
- ・被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡体制とマニュアルの整備

<p>■保健福祉、医療【総務課、町民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保診療所における災害医療体制の整備 ・災害時に必要な医療従事者の確保及び医薬品・医療資器材の備蓄 ・災害時の福祉支援体制の強化 ・医療、福祉施設における救護訓練 ・医療救護所の開設に必要となる資機材の保管 <p>■産業、金融、エネルギー【施設管理担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給の途絶に備え、防災拠点や医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等
--

重要業績指標 (KPI)

指 標	現状	目標 (R7)
避難所運営マニュアルの作成・見直し (再掲)	H29	R3見直し
災害時医薬品・医療資器材の確保数	—	3箇所
国保診療所における自家発電設備の設置施設数	1施設	3施設
緊急用ヘリ離着場整備数 (再掲)	2箇所	6箇所

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 疫病、感染対策、遺体対策等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境保持のため、仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進する。【町民課】 ・円滑な遺体対応のための検視や火葬の体制の整備を検討し、死者や行方不明者の公表基準や手順を検討する。【町民課】 ・斎場、中間処理施設、一般廃棄物最終処分場、災害廃棄物仮置場等の衛生環境の保全のために必要な施設の非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。【町民課】 ・避難所での感染症が集団発生しないために避難者同士の距離や環境への配慮、消毒薬剤等、感染対策用品の備蓄確保等、各種避難所運営マニュアル等の見直しの検討を推進する。【総務課】 ・手洗やうがい等の衛生面の意識・行動等の望ましいあり方の啓発推進に努める。【保健福祉課】 ・災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定され、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援、要配慮者や体調不良者への重点的なケアへの取組を推進する。【保健福祉課】 ・万が一、疫病・感染症等発生した場合、速やかな情報共有、隔離施設の確保、閉鎖避難所への物流ルートの確保、ボランティア等の受入及び停止などの措置の決定基準作成等の感染症拡大防止対策を検討する。【保健福祉課】 ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。 		

【保健福祉課】

- ・大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。【町民課】

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防、防災教育【総務課、町民課、保健福祉課】
 - ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進
 - ・災害時の感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備
 - ・避難所における感染症予防対策
- 保健福祉、医療【町民課】
 - ・予防接種の実施
 - ・災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、平常時から予防接種や感染症に対する情報提供により、感染症に関する正しい知識や予防策について普及啓発
- ライフライン、情報通信【町民課】
 - ・広域火葬体制の構築や支援体制の強化

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
季節性インフルエンザ予防接種率（65歳以上定期）	70%	80%
〃（65歳以上任意）	27.1%	50%
避難所における感染症予防対策施設数 （パーティション、簡易ベッド、段ボールベッド）	10施設	10施設（維持）

目 標		②救助・救急活動等の迅速な実施
リスクシナリオ	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
【推進方針】		
（1）福祉避難所の指定促進、運営体制の支援		
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保し、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、福祉避難所の実施体制を強化する。【総務課、保健福祉課】 		
（2）保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。【保健福祉課】 		
（3）避難所運営マニュアルの整備		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入 		

れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の实情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。【総務課】

- 避難所不足の解消のため、学校教室利用や民間施設の利用を推進し、避難所の確保を推進する。【総務課】
- 福祉避難所不足の解消のため、福祉避難所の確保と一般の避難所における要配慮者対応体制の整備を推進する。【総務課】
- 避難所の速やかな開設、円滑運営のため、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルの見直し、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進する。【総務課、避難所運営担当課】
- 発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備を推進する。【総務課】
- 避難所における老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を推進する。【施設管理担当課】
- 避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを見直し、訓練等で実効性の向上を検討する。【総務課】
- 災害関連死防止のため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を検討する。【保健福祉課】
- 被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを検討する。【保健福祉課】
- 避難所生活の長期化防止のため、住家被害認定の体制整備、応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物仮置場を確保する対策を検討し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。【総務課、町民課、建設課】
- 個人情報への配慮策の検討、避難所への専門職の派遣、メンタルヘルス対策など、要配慮者のみならず、全ての避難所生活者に対する対策を検討する。【保健福祉課】
- 被災者とペットが共に避難できる避難所の確保やペットの保護体制を検討する。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【総務課】

- 被災者の一時的避難場所の確保
- 避難所の機能確保
- 避難所の適切な人員配置、物資の確保、実動訓練、避難所のレイアウト作成
- 避難所運営マニュアルの見直し

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標 (R7)
避難所運営マニュアルの作成・見直し (再掲)	H29	R3 見直し

目 標	③行政機能の確保	
リスクシナリオ	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 緊急時の行政機能対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の即応体制の確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。【総務課】 ・危機管理対応に従事する職員の人材育成のため、階層別の職員研修や災害対策本部訓練等の実施と一層の危機管理能力の向上を推進し、研修や訓練の内容を検討する。【総務課】 ・発災後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化を推進する。【総務課】 ・応急活動の実効性をためるため、外部からの応援職員の受入体制の整備や訓練等による検証と見直し、受援体制の強化を検討する。【総務課】 ・災害時相互応援協定を締結している他市町や民間企業からの受援体制を検討する。【総務課】 ・自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討する。【総務課】 		
<p>【主要な施策・事業】</p> <p>■行政機能/消防、防災教育【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊方町BCP（業務継続計画）に基づく業務の継続 ・必要人員、資機材等の確保及び配分については、全庁的に調整する。 ・非常時優先業務以外の通常業務は縮小・中断する。（早期の再開を目指す。） ・災害対策拠点となる代替施設の確保 ・庁舎や消防施設等の災害拠点施設が被災し使用できない場合の代替施設を確保 ・災害による停電時に庁舎機能が継続できるよう非常電源を確保する ・災害対策本部の機能強化 ・災害対応能力の向上を図るために、各種研修や様々な訓練実施 ・他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定 ・関係機関連絡協議会による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認 ・災害時職員初動マニュアルの見直し ・災害時職員参集訓練の実施 ・災害対策本部訓練（初動マニュアルに基づく訓練）の実施 ・協定締結による関係団体との連携強化 ・新規採用職員等研修事業（災害対応編） 		

<p>■ライフライン、情報通信【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策 ・通信・情報共有システムの充実
--

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
災害時受援計画の策定 (再掲)	—	R3
県防災通信システムの導入	H27 導入	R7 更新
災害対策本部運営のための図上訓練の実施回数	年1回	年1回
災害時職員初動マニュアルの見直し	H28	R3 見直し
災害時職員参集 (安否確認) 訓練の実施回数	年1回	年2回
新規採用職員に対する災害対応研修	年1回	年1回
庁舎非常用電源の確保	5・6 階分	3~6 階分

目 標		④情報・通信機能・情報サービスの確保
リスクシナリオ	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 防災に関する情報通信等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の防災行政無線を含めたさまざまな情報伝達・収集手段の多様化を検討・推進する。【総務課】 ・情報通信機能の長期停止を回避するため、既存設備の点検・修繕・老朽化対策を検討する。【総務課】 ・防災行政無線や情報通信機器の更新等を検討する。【総務課】 ・携帯電話の不感地域への対策など情報伝達手段の多様化を検討する。【総務課】 ・情報受信困難者への近隣住民同士の共助意識の啓発を推進する。【総務課】 ・確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用して自主防災組織の代表者への防災行政無線の使用法の周知や、戸別受信機の使用法の周知に努める。【総務課】 <p>(2) 防災拠点施設等における停電対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。【総務課】 ・避難所等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【施設管理担当課】 <p>(3) 通信事業者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓 		

練を実施するなど、連携強化に努める。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【施設管理担当課】

- ・適切な避難情報の発令
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に適宜、発令基準を見直し
- ・公衆無線LAN環境の整備を推進
- ・通信事業者との連携強化
- ・防災拠点施設等における停電対策
- ・非常用電源を整備するとともに、燃料を確保

■ライフライン、情報通信【施設管理担当課】

- ・避難所の通信手段確保
- ・ラジオの難視聴地域の解消要望
- ・戸別受信機の使用方法的周知

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現 状	目 標（R7）
住民避難情報発令基準の見直し	R1 見直し	随時
避難所への災害時公衆電話の整備（施設数）	—	10 施設
戸別受信機の使用方法的周知回数	年1回	年1回
衛星携帯電話確保数	9台	12台

目 標		④情報・通信機能・情報サービスの確保
リスクシナリオ	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
<p>【推進方針】</p> <p>(1) テレビ・ラジオ放送の中断等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図る。【総務課】 		

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【総務課】

- ・同報系防災行政無線など情報通信施設の整備
- ・防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの活用 ・防災情報カメラの活用
--

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
防災情報カメラ設置数	22 箇所	22 箇所

目 標	④情報・通信機能・情報サービスの確保	
リスクシナリオ	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針】

(1) 災害関連情報の伝達手段の多様化等

- ・災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災WEB、Lアラート (災害情報共有システム)、防災メール、緊急速報メールなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【総務課】
- ・システム等の運用に当たっては、定期的な点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【総務課】

(2) 住民の防災・減災意識の向上等

- ・大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、町ホームページや広報紙、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努める。【総務課】
- ・大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など実動的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。
【総務課】

(3) 適切な避難行動の呼びかけ等

- ・大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う。【総務課】
- ・台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイム

ライン（防災行動計画）」の作成を進める。【総務課】

(4) 災害弱者対策

- ・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。【保健福祉課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防、防災教育【総務課、保健福祉課】

- ・避難行動要支援者の支援体制強化
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
- ・災害関連情報の伝達手段の多様化
- ・確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築
- ・町民の防災・減災意識の高揚を促進
- ・防災教育の充実

■住宅、都市、国土保全、国土利用【総務課】

- ・防災行政無線や戸別受信機、CATVによる伝達
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化の推進
- ・情報インフラの環境変化等に応じ、新たな伝達手段の検討

■保健福祉、医療【総務課、保健福祉課】

- ・災害弱者対策
- ・「タイムライン（防災行動計画）」の作成

■ライフライン、情報通信【総務課、総合政策課】

- ・町のホームページによる情報発信

■リスクコミュニケーション【総務課】

- ・情報収集・提供手段の整備
- ・関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成

■地域づくり【総務課】

- ・町民の防災・減災意識の高揚に努める
- ・シェイクアウト訓練や避難訓練など町民を対象とした実働的な訓練を実施

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現 状	目 標（R7）
-----	-----	---------

避難行動要支援者名簿の作成率	100%	100%
避難行動要支援者の個別避難計画作成率	100%	100%
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率（再掲）	8.6%	100%
県総合防災訓練への参加	年1回	年1回

目 標		⑤経済活動の機能不全を回避
リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
<p>【推進方針】</p> <p>(1) サプライチェーンの寸断対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。【総務課】 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する。【農林水産課】 <p>(2) 第一次産業基盤強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の基幹産業である第1次産業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化計画の作成による産業基盤の強化に努める。【農林水産課】 		

【主要な施策・事業】		
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のBCP作成支援 農業水利施設の長寿命化計画策定 		

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
農業水利施設の長寿命化計画の策定	100%	100%

目 標		⑤経済活動の機能不全を回避
リスクシナリオ	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道・県道等）の機能が停止する事態
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 交通ネットワーク及び交通付帯設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害により交通ネットワークが分断される可能性があることから、関係機関と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。【建設課】 災害により機能不全に陥った交通ネットワークの整備と復旧を推進する。【建設課】 平時からの道路、トンネル、橋梁等の点検・整備や土砂災害対策を図り、災害発生時の陸の輸 		

送ルートを確認するため、施設の長寿命化を推進する。【建設課】

- ・道路啓開や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。【建設課】
- ・被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保等を推進する。【建設課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防等・防災教育【総務課、建設課】

- ・関係機関等と連携
- ・各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進

■産業、金融、エネルギー【総務課、建設課】

- ・関係機関等と連携
- ・各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進

■交通、物流【建設課】

- ・代替ルートを確認

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
町道鳥津国道線新設事業	20%	100%

目 標		⑤経済活動の機能不全を回避
リスクシナリオ	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 金融機関における防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画 (BCP) の策定等の防災対策を進める。【事業者】 ・金融機関の安全な事業再開・継続の支援、災害時の金融機能・現金供給機能の維持、業務に必要な情報通信システムの維持、郵便物等輸送ルートの確保に対する支援を検討する。【総務課、事業者】 		

目 標		⑤経済活動の機能不全を回避
リスクシナリオ	5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 食料等の供給体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産版の事業継続計画の策定を推進する。【農林水産課、建設課】 		

(2) 物流機能等の維持・早期再開

- ・大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する。【総務課】
- ・早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。【農林水産課】
- ・農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵の整備などの対策を推進する。【農林水産課】
- ・災害後の住民への供給状況の把握や物資輸送ルートの確保、二次的な災害を想定し食料・飲料水等の備蓄を確保する。【総務課】
- ・農業水利施設の長寿命化計画の作成をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努める。【農林水産課】

【主要な施策・事業】

- ライフライン、情報通信【産業課】
- ・ 農業水利施設の長寿命化計画の策定

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
農業水利施設の長寿命化計画の策定 (再掲)	100%	100%

目 標	⑥ ライフラインの確保	
リスクシナリオ	6-1	ライフライン (電気、ガス、上下水道、通信等) の長期間にわたる機能停止

【推進方針】

(1) ライフライン事業者の防災対策の推進

- ・大規模災害による電力、ガス、上下水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。【各設備所管課】
- ・迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【各設備所管課】

(2) エネルギー供給の多様化

- ・エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【総合政策課、観光商工課】

(3) 水資源の確保の推進

- ・限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【上下水道課】
- ・水資源の重要性に関する啓発に努める。【上下水道課】
- ・ライフライン停止時の対応や行動訓練の実施、近隣住民同士の共助意識を促進する取組を推進する。【総務課】
- ・飲料水や生活用水、医療・産業活動の確保のため、水道施設等や管路の点検・改修等の実施、耐震化等も併せた老朽化対策を推進し、民間事業者との災害応援協定締結や人材の育成、ボランティアを含めた応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧体制の整備を推進する。【上下水道課】
- ・応急給水活動を迅速に実施するための資器材の整備、給水車往来ルートの確保・整備を推進する。【上下水道課】

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防等・防災教育【各設備所管課】
 - ・施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進
 - ・非常用資器材の整備や人員の確保等の体制を構築
 - ・エネルギー供給の多様化
 - ・水資源確保の推進
 - ・エネルギー供給事業者との協定締結
- 住宅・都市、国土保全、国土利用【総合政策課、観光商工課】
 - ・エネルギー供給の多様化
- ライフライン、情報通信【各設備所管課】
 - ・重要給水施設管路の耐震化
 - ・ライフライン事業者の防災対策の推進
 - ・飲料水の確保
 - ・施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進
 - ・非常用資器材の整備や人員の確保等の体制を構築
 - ・エネルギー供給の多様化
 - ・水資源確保の推進
- リスクコミュニケーション【総務課】
 - ・連絡会議等を通じ情報共有や意見交換の実施
- 老朽化対策【各設備所管課】
 - ・施設や設備の耐震化や老朽化対策を促進

<p>■地域づくり【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築 ・地域の連携体制を強化
--

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
四国電力(株)との災害時応援協定の締結	1件	1件
重要給水施設管路の耐震化率	12.6%	40.0%

目 標	⑥ライフラインの確保	
リスクシナリオ	6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 汚水処理施設等の防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、汚水処理施設の耐震・耐水化等を進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、施設の業務継続計画 (BCP) の策定を促進する。【上下水道課】 ・汚水処理施設等の耐震・耐水化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【上下水道課】 ・浄化槽については、災害に強い合併処理浄化槽の整備を促進する。【上下水道課】 		

【主要な施策・事業】

■ライフライン、情報通信【上下水道課】

- ・下水処理施設等の機能保全
- ・下水道施設の耐震・耐水化
- ・下水道ストックマネジメント計画により処理場・MHP施設を定期的に点検・修繕・更新
- ・災害に強い合併処理浄化槽の整備

■環境【上下水道課】

- ・代替性の確保

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
下水道施設の耐震・耐水化計画の策定	R3	—
下水道ストックマネジメント計画の策定	R2	R7 見直し
合併処理浄化槽の整備率	11%	13%

目 標	⑥ライフラインの確保	
リスクシナリオ	6-3	基幹的な地域交通ネットワーク (陸、海) の長期間にわたる機能停止

【推進方針】

(1) 緊急輸送道路等の整備促進

- ・災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、孤立するおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面の防災対策を推進する。また、道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める。【建設課】
- ・橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。【建設課】
- ・主要道路の代替ルートや避難道路となる農道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【農林水産課】

(2) 港湾・漁港施設等の整備促進

- ・災害時に海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を進める。また、水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を進める。【建設課】
- ・港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【建設課】
- ・港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。【建設課】
- ・災害発生時に、道路ネットワークを確保するためには、道路の被災そのものを低減するため、引き続き、橋梁の耐震対策や道路法面の防災対策を推進する。【建設課】
- ・長期的な地域交流の途絶によりコミュニティが崩壊することを回避するため、災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えを推進する。【総務課、建設課】
- ・道路整備や道路啓開、土砂災害対策などの防災・減災への取組を推進する。【建設課】
- ・発災後、迅速に道路・トンネル・橋梁等の安全性の点検ができる体制の構築を推進する。【建設課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防等・防災教育【建設課】

- ・道路啓開訓練や定期的な見直し
- ・道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備
- ・災害時における避難誘導の支援

■住宅・都市、国土保全、国土利用【建設課】

- ・港湾施設構造物調査・長寿命化計画作成

- ・港湾施設長寿命化計画
- ・災害に強い地域道路ネットワークを構築
- ・孤立するおそれのある迂回路のない路線等における整備
- ・橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面の防災対策を推進
- ・道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策
- ライフライン、情報通信【建設課】
- ・道路構造物診断・長寿命化計画作成
- ・道路構造物修繕計画
- ・橋梁長寿命計画
- ・トンネル定期点検（長寿命化計画による）
- 交通、物流【建設課】
- ・港湾施設構造物調査・長寿命化計画作成
- ・港湾施設長寿命化計画
- ・緊急輸送道路等の整備促進
- ・道路構造物の定期点検実施
- ・計画的な老朽化対策を実施
- ・港湾・漁港施設等の整備促進
- 農林水産【建設課】
- ・漁港施設構造物調査・長寿命化計画作成
- ・漁港海岸施設長寿命化計画
- ・漁港基盤機能保全計画
- ・業務継続計画（BCP）を策定

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
港湾（海岸）施設の長寿命化事業（再掲）	継続	継続
漁港（海岸）施設の長寿命化事業（再掲）	継続	継続
道路構造物修繕事業（再掲）	継続	継続
橋りょう長寿命化事業（再掲）	継続	継続
トンネル長寿命化事業（再掲）	継続	継続
町道宇和海線道路改良事業	50%	80%
町道大佐田名取口線道路改良事業	—	100%
町道湊浦奥線道路改良事業	—	100%

町道42号線道路改良事業	—	100%
町道塩成港線改良事業	—	100%
町道三崎井野浦線道路改良事業	—	100%
道路・橋梁補修事業	30%	70%
豊の浦漁港整備事業（防波堤改良）	—	50%
四ツ浜漁港整備事業（防波堤・物揚場改良）	—	70%
水産物供給基盤機能保全事業（伊方漁港）	—	100%
農山漁村地域整備計画（四ツ浜漁港）	—	100%
宇和海線の法面等対策事業（全体事業費300百万円）（再掲）	—	100%

目 標	⑥ライフラインの確保	
------------	-------------------	--

リスクシナリオ	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
---------	-----	--------------------

【推進方針】

（1）海岸堤防等の整備、耐震対策

- ・南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、堤防・護岸等の整備を推進する。

【建設課】

- ・地震による津波に対し堤防高が確保されている場合でも、地盤の液状化等に伴う堤防・護岸、水門等の沈下や倒壊により、背後地への津波の浸水被害が懸念されているため、堤防・護岸、水門等の耐震化及び液状化対策を実施することにより、沿岸域の安全確保を図る。【建設課】
- ・水門・陸閘等については、地震による津波到達前の確実な閉鎖を図る必要があるため、陸閘改修を実施する。【建設課】

（2）道路啓開の実施

- ・大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している応援協定が有効に機能するよう実効性を高める。【建設課】

【主要な施策・事業】

■交流、物流【建設課】

- ・陸閘の改修
- ・道路啓開

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
伊方港大浜中之浜護岸陸閘修繕事業	—	8箇所

目 標		⑦二次災害の抑制
リスクシナリオ	7-1	町中心部の火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 住宅地の火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。【総務課】 <p>(2) 海上・臨海部の広域複合災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を進める。【建設課】 大規模津波により自動車、船舶、高圧ガス容器等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。【総務課】 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める。【建設課】 <p>(3) 建物倒壊等による交通麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【建設課】 出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進する。【総務課】 消火活動で重要な役割を担う消防団員体制の、定数の確保、研修・育成に向けた取組を推進する。【総務課】 集落の火災のみならず山林等に延焼することを最大限に回避するため、火災発生時の迅速な消火・救助活動の体制を保持・強化を推進する。【総務課】 常備消防体制整備、更なる強化支援を推進する。【総務課】 消火栓、防火水槽などの消火設備の設備点検・改修等の実施と整備、耐震化等も併せた老朽化対策を推進する。【総務課】 		
<p>【主要な施策・事業】</p> <p>■行政機能/消防等・防災教育【総務課、保健福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防の広域連携を推進 資機材の充実、耐震性貯水槽や消火栓等水利の整備促進 消防団員の確保等の対策 火事の発生抑制に向けた啓発 住宅防火診断の実施（独居及び高齢者世帯の訪問診断） 		

- ・感震ブレーカーの普及に向けた啓発
- ・避難時において可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する行動等の啓発活動
- ・消防車両更新・維持管理業務
- ・消火栓、防火水槽の維持管理業務
- ・消防団演習、訓練等実施事業
- ・消防装備強化事業
- 農林水産【総務課、建設課】
- ・漂流物防止対策を推進
- ・海上啓開対策
- ・港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関の連携強化

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
消火栓等水利の点検	年間	年間
消防団組織の資器材整備率	100%	100%
消防ポンプ格納庫更新	計画	1 施設 (R3)
消防小型ポンプ更新	計画	7 台 (R5~7)
消防ポンプ車更新	計画	2 台 (R4、6)
消防ポンプ積載車更新	計画	14 台 (R3~7)
消防団員定数に対する実人員数の割合 (再掲)	91%	95%

目 標		⑦二次災害の抑制
リスクシナリオ	7-2	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
【推進方針】		
(1) 堤防・護岸等の防災対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【建設課】 		
(2) 天然ダム等の防災対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【総務課、建設課】 ・産業基盤の被災による、長期にわたり復旧未完了による土地の荒廃が進むことを回避するため 		

の施策を推進する。【農林水産課】

【主要な施策・事業】

- 住宅・都市、国土保全、国土利用【建設課】
 - ・堤防・護岸等の防災対策
- ライフライン、情報通信【総務課】
 - ・的確な情報提供の実施

【重要業績指標 (KPI)】

指 標	現状	目標 (R7)
港湾（海岸）施設の長寿命化事業（再掲）	継続	継続
漁港（海岸）施設の長寿命化事業（再掲）	継続	継続

目 標 ⑦二次災害の抑制

リスクシナリオ 7-3 有害物質の拡散・流出

【推進方針】

(1) 有害物質の拡散・流出対策

- ・有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める。【町民課】
- ・平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。【総務課、町民課】

(2) 伊方発電所の安全・防災対策の強化

- ・四国唯一の原子力発電所（伊方発電所）の安全規制については、関係法令に基づき国が一元的に行っているが、町としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、平成11年には安全協定の確認書を改正し、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求めており、今後も引き続き町民に対する適時的確な情報提供に努める。【総務課】
- ・また、町では福島第一原発事故を受けて、四国電力（株）に対して国の基準を上回るさらなる安全対策を求めており、今後とも住民の安心・安全の向上に向けて、伊方発電所の安全対策に不断に取り組むよう求める。【総務課】
- ・伊方発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策）や避難行動計画を策定したほか、平成27年10月には、国の原子力防災会議において関係省庁や周辺県等と連携して策定した伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど、継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一

層の充実強化を図る。【総務課】

(3) 住民の避難対策

- ・万が一伊方発電所で事故が起きた場合の住民避難に備え、円滑な車両避難が可能となるよう避難ルートの法面对策、幅員の拡幅、待避所等の整備を推進する。【建設課】
- ・また、住民が一時的に安全に屋内退避できるよう、放射線防護施設の整備を推進する。【総務課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防等・防災教育【総務課】

- ・事業者に向けた安全対策の要請
- ・地域防災計画の見直し
- ・原子力防災訓練の実施
- ・原子力発電や放射線に関する研修を通じた職員の専門知識習得

■住宅・都市、国土保全、国土利用【総務課】

- ・放射線防護施設の確保
- ・備蓄資機材の確保
- ・避難ルートの法面对策、幅員拡幅、待避所等整備（避難モデル実証事業）

■ライフライン、情報通信【総務課】

- ・二次災害に関する的確な情報提供の実施

■環境【総務課、町民課、建設課】

- ・伊方発電所の安全対策
- ・有害物質の拡散・流出対策
- ・アスベストの含有調査・除却（住宅・建築物安全ストック形成事業）

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
原子力防災訓練への参加	年1回	年1回
放射線防護施設の整備数	11 施設	12 施設
原子力防災避難モデル実証事業により整備する避難ルート数	3 ルート	5 ルート

目 標		⑦二次災害の抑制
リスクシナリオ	7-4	農地、森林等の被害
【推進方針】		
(1) 農地等の保全管理		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自 		

立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防等・防災教育
 - ・農地、農業水利施設の適切な保安全管理
- 農林水産
 - ・豪雨災害による農地保全の強化
- 環境
 - ・農地・農業水利施設の適切な保安全管理
 - ・鳥獣害対策
 - ・自然と共生した多様な森林づくり

目 標		⑧迅速な復旧・復興
リスクシナリオ	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを図る。【町民課】 ・県内5地区（西条・今治・松山・宇和島・八幡浜）において設置している、県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会に参画し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図る。【町民課】 <p>(2) 災害廃棄物処理への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。【町民課】 ・膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、災害廃棄物処理計画について見直しによるバージョンアップや不足する仮置場の用地確保を推進する。【町民課】 ・迅速な災害からの復興を図るため災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材の育成を推進する。【町民課】 ・関係機関や民間企業、地域住民との連携のもと、災害廃棄物の保管場所の拡大、適正処理に向けた体制の確立と機能強化を図る。【町民課】 ・有害物質を含んだ災害廃棄物の処理方策の確立を検討する。【町民課】 ・被災現場にて災害廃棄物処理を実務的に担う人材の育成を推進する。【町民課】 		

- ・速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。【町民課】
- ・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。【町民課】

【主要な施策・事業】

■環境【町民課】

- ・実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
- ・災害廃棄物処理計画の策定、見直し
- ・災害廃棄物処理対策マニュアルの策定
- ・災害廃棄物処理への協力体制の構築
- ・災害廃棄物置場の確保

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
災害廃棄物処理計画の策定・見直し	H30	必要に応じ見直し
災害廃棄物処理対策マニュアルの策定	—	R3
災害廃棄物の仮置き場の設定	68箇所	随時見直し

目 標		⑧迅速な復旧・復興
リスクシナリオ	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

【推進方針】

（1）復旧・復興を担う人材等の確保・育成

- ・町（消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【総務課】

（2）地域コミュニティの活性化

- ・地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。【総務課】
- ・過疎地域においては、被災により住民が減少し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。【総合政策課】

【主要な施策・事業】

■行政機能/消防等・防災教育【各担当課】

- ・自主防災組織活動支援事業
- ・復旧・復興を担う人材等の確保・育成

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時受援計画の策定 ■地域づくり【総合政策課】 ・地域外からの移住を促進 ・地域コミュニティの活性化

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
各地区自主防災会における訓練実施率（再掲）	78%	100%
災害時応援協定締結数（再掲）	26件	31件
災害時受援計画の策定（再掲）	—	R3

目 標	⑧迅速な復旧・復興	
リスクシナリオ	8-3	貴重な環境的資産や文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

【推進方針】

(1) 文化財の防災対策

- ・災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全町的な防災体制の強化を図る。【総務課、教育委員会事務局】
- ・かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財建造物の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発、浸水区域にある文化財所有者への寄託要請等を推進する。【教育委員会事務局】
- ・文化財を地震から守ると同時に県民や観光客等の安全確保するため、自然斜面と石垣の防災対策や建造物の耐震化を推進する。【教育委員会事務局】
- ・文化財や環境的資産の喪失の低減、文化衰退等を回避するための保管場所の検討や老朽化対策を推進する。【教育委員会事務局】
- ・貴重な文化財や環境的資産、有形・無形の文化等の情報発信を行う機会の提供や記録の保護対策を推進する。【教育委員会事務局】
- ・環境的資産、観光資源の損失を低減する施策を推進する。【観光商工課】

【主要な施策・事業】

- 行政機能/消防等・防災教育【総務課、教育委員会事務局】
- ・文化財の防災対策

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
文化財防火訓練回数	年1回	年1回

目 標	⑧迅速な復旧・復興	
リスクシナリオ	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延による復旧・復興の大幅な遅れ
<p>【推進方針】</p> <p>(1) 生活再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所や仮設住宅建設予定地等について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める。【総務課、建設課】 ・土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する。【町民課】 ・被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築応急危険度判定士等の育成を推進する。【町民課、建設課】 ・災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。【建設課】 ・被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する。【総務課、建設課】 ・罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。【総務課、町民課】 ・被災から速やかに生活が再建できるよう、町税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する。【町民課】 <p>(2) 復興計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。【総務課、建設課】 ・被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保を推進する。【総務課、建設課】 ・罹災証明書の発行を円滑に行うため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。【町民課】 		
<p>【主要な施策・事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行政機能/消防等・防災教育【総務課、建設課、保健福祉課】 ・生活再建支援 ・復興計画の作成 		

<p>■住宅・都市、国土保全、国土利用【町民課、建設課】</p> <p>・住家被害認定士の育成</p>

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
地籍調査実施率	100%	100%
事前復興計画の策定	—	R3
応急仮設住宅建設予定地確保数	9箇所	9箇所（維持）

目 標	⑧迅速な復旧・復興	
リスクシナリオ	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
【推進方針】		
(1) 風評被害等に対する対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【総務課】 		

目 標	⑧迅速な復旧・復興	
リスクシナリオ	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、町民生活の再建が遅れる事態
【推進方針】		
(1) ボランティアの推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを受け入れる体制を整備する。【保健福祉課】 		

【主要な施策・事業】

■保健福祉、医療【保健福祉課】

- ・ボランティアセンター運営訓練
- ・災害ボランティアを適切に受け入れる体制整備
- ・災害ボランティアの確保
- ・災害後の迅速なボランティアセンターの立ち上げ及び受け入れ態勢を強化

【重要業績指標（KPI）】

指 標	現状	目標（R7）
災害ボランティア研修会への参加	年3回	年6回

第5章 施策の重点化

5-1 施策の重点化

本町において大規模な被害が発生する自然災害としては、南海トラフ地震があげられ、建物倒壊を起因とする人的被害が多くなっている。また、地震の揺れによる急傾斜地の崩壊の発生や地震火災等においても人的被害の発生が懸念される。

この「犠牲者の発生“0”」の実現には、災害対応を“自分事”として考え、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが不可欠であり、ハード整備と合わせてソフト施策も重要となる。

以上より、本町の施策の重点化は以下の通りとし、愛媛県の計画と連携を図るとともに、人命の保護を最優先とした上で、強靱化に資する緊急性や効果の大きさを踏まえ、次の16の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化項目として設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な浸水や、大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生
②救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	国道・県道等の寸断により、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
③行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④情報・通信機能・情報サービスの確保	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤経済活動の機能不全を回避	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑥ライフラインの確保	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
	6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
⑦二次災害の抑制	7-1	町中心部の火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
	7-3	有害物質の拡散・流出
⑧迅速な復旧・復興	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

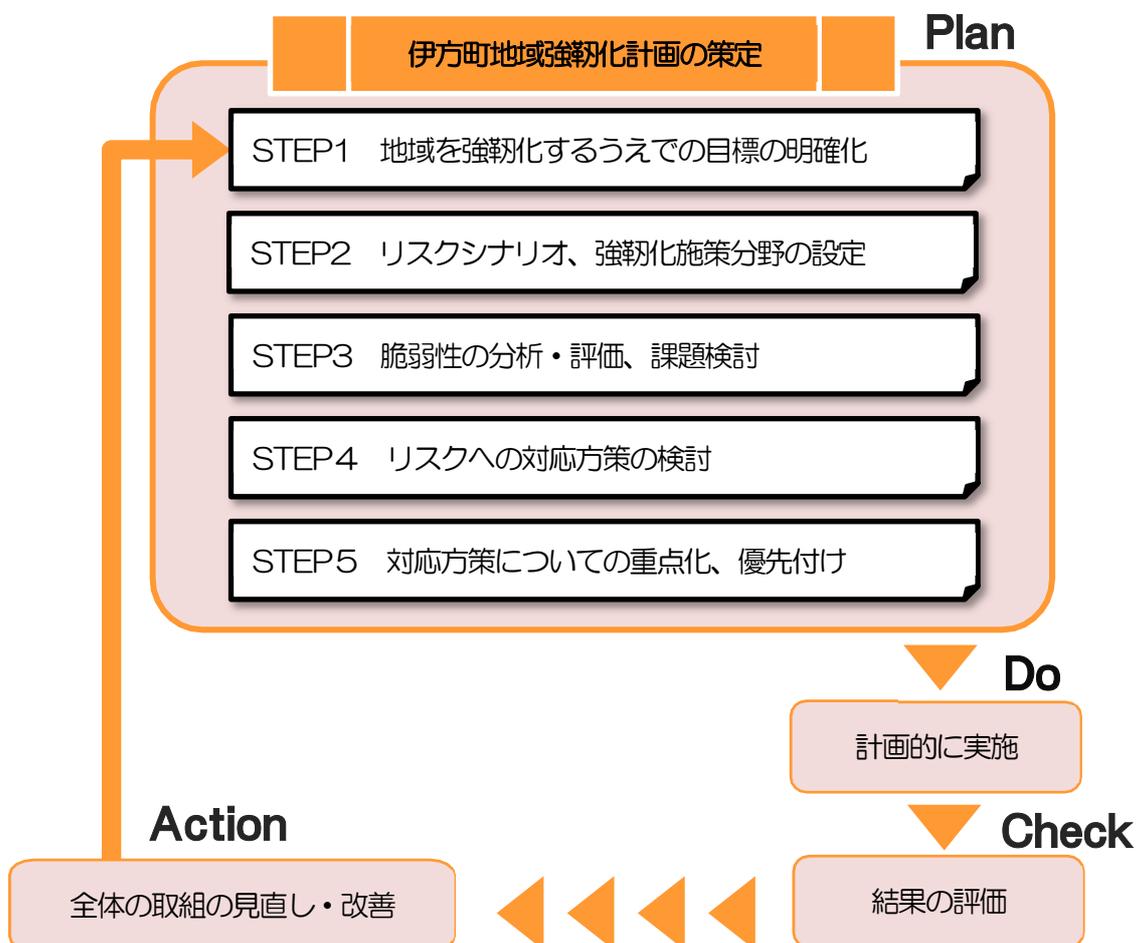
強靱化の実現には、本町の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る必要がある。

なお、地域防災力の向上には、“共助”の役割が重要であり、町と関係機関の連携を高めながら効果的な施策の推進に努める。

6-2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策・事業の確実な推進に向け、各施策・事業の適切な進捗管理が重要になる。強靱化施策を確実に推進するため、重要業績指標（KPI）を用いて、計画の達成度や進捗状況を分析・評価し、必要に応じて計画の見直しを行うPDCAサイクルを繰り返し実施していくこととする。

上位計画や地域防災計画など他の関連計画の国土強靱化に関する事項については、適切な時期に本計画で示された方針に基づき、必要に応じて見直しを実施する。



伊方町地域強靱化計画

発行・編集 伊方町 総務課

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL : 0894-38-0211 FAX : 0894-38-1373